別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 |
| 農福連携の試行的取組として、障害福祉サービス事業所と連携しながら実施する以下の事業1. 障害福祉サービス事業所への作業委託
2. 農福連携技術支援者等専門人材への相談
3. ノウフクJAS（障害者が生産行程に携わった食品の農林規格（平成31年3月29日農林水産省告示594号））の取得
 | 左記の取組に係る経費1. 農林業を営むのに必要な作業を障害福祉サービス事業所へ委託する際に必要な経費（作業委託料、委託作業に必要な物品購入費、作業環境の改善に必要な経費等）

ただし、すでに農福連携の取組を行っている者については、新たな取組に係る経費に限る。また、備品(※)の購入は対象外とする。　（※）原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価（税込）が50,000円以上の物品1. 農福連携技術支援者等専門人材への相談謝礼（報酬等）
2. ノウフクJASの取得に係る経費（認証手数料、監査手数料等）
 |